

○東京工業大学生命理工学院及び科学技術創成研究院ヒトゲノム・遺伝子
解析研究倫理審査合同委員会規程

令和3年3月10日
生院・科技院規程第1号

(設置)

第1条 東京工業大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に関する規則
(平成28年規則第59号。以下「規則」という。)第6条並びに東京工業大学生命
理工学院ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程(平成28年生院規程第8号)第3
条第2項及び東京工業大学科学技術創成研究院ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理
規程(平成30年科技院規程第1号)第3条第2項の規定に基づき、生命理工学院
及び科学技術創成研究院(以下「関係部局」という。)の合同の委員会として、
東京工業大学生命理工学院及び科学技術創成研究院ヒトゲノム・遺伝子解析研究
倫理審査合同委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、生命理工学院長又は科学技術創成研究院長(以下「関係部局の
長」という。)の求めに応じ、ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画書(以下「計画
書」という。)について、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成
25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)、規則及び関連する規程
等(以下「告示等」という。)に基づき、倫理的観点及び科学的観点を含めて審
査し、実施の適否その他の事項について、関係部局の長に対して文書により意見
を述べる。

2 委員会は、関係部局の長に対して、実施中のヒトゲノム・遺伝子解析研究(以
下「遺伝子解析研究」という。)に関して、研究計画の変更又は中止その他必要
と認める意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる男女両性の委員をもって組織する。

一 関係部局に所属する教員のうち自然科学を専門とする教授(ただし、関係部
局の長を除く。) 4人

二 前号及び次号以外の学識経験者 2人

三 人文・社会科学(倫理・法律を含む。)の学識経験者 1人

四 一般の立場を代表する者 1人

2 前項各号の委員の任期は2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠によ
る委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項各号の委員は、生命理工学院教授会及び科学技術創成研究院教授会の議
を経て、関係部局の長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代
行する。

(議事)

第5条 委員会は、第3条第1項第3号又は第4号の委員を含む委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者全員の合意をもって決する。ただし、審査の対象となる遺伝子解析研究の研究責任者又は研究担当者である委員は、審議及び議決に参加することはできない。

(迅速審査手続き)

第6条 委員長は、次の各号の一に該当すると認める審査については、委員長があらかじめ指名した委員に当該審査を委ねることができる。

一 既に承認された研究計画の軽微な変更の審査

二 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化された研究計画の審査

三 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を、分担研究機関として実施しようとする場合の研究計画の審査

四 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に定める提供者及び代諾者等に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まない研究計画の審査

2 前項の審査を行った委員は、審査結果を書面により委員長に報告しなければならない。

3 委員長は、前項の報告を受けたときは、審査を行った委員以外のすべての委員に当該審査結果を報告しなければならない。

4 前項の報告に異議のある委員は、理由を付した書面をもって改めて委員会における審査を委員長に申し出ることができる。

5 委員長は、前項の申し出を受けたときは、速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行わなければならない。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、第5条第2項ただし書に規定する委員及び委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。委員の職を辞した後も同様とする。

(記録の保存)

第9条 委員会の議事内容は、記録として10年間保存しなければならない。

(公開)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を公開する。

一 委員会の構成

二 委員の氏名、所属及びその立場

三 議事内容（資料提供者等の人権、研究の独創性又は知的財産の保護等に支障

が生じるおそれのある部分を除く。)

四 この規程

(研修等)

第11条 関係部局の長は、遺伝子解析研究に関する倫理その他計画書の審査に必要な知識について、委員の教育又は研修に努めるものとする。

(庶務)

第12条 委員会に関する庶務は、研究推進部の協力を得て、学院等事務部において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の東京工業大学生命理工学院、科学技術創成研究院及びバイオ研究基盤支援総合センターヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査合同委員会規程（平成31年生院・科技院・バ総セ規程第1号）第3条第1項各号による委員のうち、この規程の施行の日を超えて任期が付されている者にあつては、第3条第1項各号による委員とみなし、その任期は従前のとおりとする。